

熊本県エイズ対策会議設置要領

(設置)

第1 熊本県内における後天性免疫不全症候群（以下「エイズ」という。）対策に関する事項を協議するため、熊本県エイズ対策会議（以下「会議」という。）を置く。

(協議事項)

第2 会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) エイズについての情報に関すること。
- (2) エイズについての知識の普及、啓発に関すること。
- (3) エイズの医療に関すること。
- (4) 関係行政機関及び関係団体との連携調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1の目的を達成するために必要なこと。

(構成)

第3 会議は委員20人以内をもって構成する。

2 委員は学識経験者及び医師、関係行政機関、エイズ拠点病院、関係団体等の職員のうちから健康福祉部長が依頼する。

(運営)

第4 会議に座長を置く。

2 座長は、委員の互選により選出し、会議を主宰する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5 会議は必要に応じて健康福祉部長が招集する。

(庶務)

第6 会議の庶務は、健康福祉部健康危機管理課において行う。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、健康福祉部長が定める。

附 則

この要領は、平成4年5月29日から施行する。

この要領は、平成8年6月24日から施行する。

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年2月4日から施行する。